

第**61**回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年3月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

大塚商会本社ビル3階
大会議室
東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号

議案

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 常勤監査役に対する退職慰労金
制度廃止に伴う打ち切り支給の件

株主様へのお願い

- ・本総会は、株主様の安全確保及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止に最大限努めたうえで開催いたします。
- ・株主様の議決権は、書面又はインターネット等でも行使することができます。本招集ご通知に記載の6頁「議決権行使についてのご案内」又は7頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関するご案内とお願いにつきましては、本招集ご通知の5頁をご覧ください。

目次

株主の皆様へ	2
第61回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	6
株主総会参考書類	8
事業報告	13
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告	39

ミッションステートメント

使命

大塚商会は多くの企業に、情報・通信技術の革新によって
もたらされる新しい事業機会や経営改善の手段を
具体的な形で提供し、企業活動全般にわたってサポートします。
そして、各企業の成長を支援し、わが国の
さらなる発展と心豊かな社会の創造に貢献しつづけます。

目標

- ・社会から信頼され、支持される企業グループとなる。
- ・従業員の成長や自己実現を支援する企業グループとなる。
- ・自然や社会とやさしく共存共栄する先進的な企業グループとなる。
- ・常に時代にマッチしたビジネスモデルを創出しつづける企業グループとなる。

行動指針

- ・常にお客様の目線で考え、お互いに協力して行動する。
- ・先達のチャレンジ精神を継承し、自ら考え、進んで行動する。
 - ・法を遵守し、社会のルールに則して行動する。



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第61回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

大塚商会は、昭和36年の創業以来一貫して、お客様の情報化、業務効率化を支援してまいりました。特定のメーカーにとらわれないマルチベンダー対応とオフィス用品からIT機器全般まで幅広く提供するマルチフィールド対応により、ワンストップソリューションとワンストップサポートを推進しております。

大塚商会グループは、ミッションステートメントを制定し、社会的役割・責任・存在意義を『使命』として、また目指すべき『目標』や日々の『行動指針』を内外に告示、宣言しております。

ミッションステートメントに則り、複合システム提案や総合提案で、最適なソリューションを追求し、常にお客様の目線で「ITでオフィスを元気にする」を実践し、お客様の信頼に応え続けてまいります。また、社会や自然との調和を経営の最重要課題の一つとして積極的に取り組み、心豊かな社会の創造に貢献する先進的な企業グループであり続けたいと考えております。

常にお客様に密着してその信頼に応えていくことは、お客様とともに成長するための最大の原動力です。先達のチャレンジ精神を継承して、創業以来の「お客様第一主義」により、皆様に愛される、新しい大塚商会グループを創造していくことは、私どもの大きな目標です。

これからも一層のご指導とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 大塚 裕司



証券コード：4768
2022年3月8日

株主各位

東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号

株式会社大塚商会

代表取締役社長 大塚裕司

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年3月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使**していただきますようお願い申し上げます。

敬具

当日ご出席いただけない株主様へ

本招集ご通知をご確認のうえ、6頁の「議決権行使についてのご案内」のとおり、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。



書面（郵送）



インターネット等

記

1 日 時	2022年3月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号 大塚商会本社ビル3階 大会議室 (末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第61期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第61期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 常勤監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件</p>
4 招集にあたっての決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 議決権行使書面において、議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。 インターネット等による方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。 <p style="text-align: right;">以上</p>

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。なお、監査役及び会計監査人は、ウェブサイト掲載事項も監査しております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶▶▶ <https://www.otsuka-shokai.co.jp>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について

1. 当社の対応について

- ・運営スタッフは体調に問題がないことを確認したうえで、マスク着用で対応させていただきます。また、必要に応じて手袋を着用いたします。
- ・会場入口等にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・会場内では席を空けてご着席をお願いすることがあります。
- ・その他、当社が必要と判断した措置を講じることがございます。

2. 株主様へのお願い

- ・株主総会へのご出席を予定されている株様におかれましては、当日までのお身体の状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・株主総会会場におきましては、ワクチン接種をされていてもマスクを必ずご着用いただき、手指のアルコール消毒及び検温等のご協力をお願いいたします。
- ・ご来場の株様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフが体調の確認をさせていただくことがございますので、予めご了承ください。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年3月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年3月28日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月28日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

株式会社大塚商会 御中

××××年 ×月××日

株式会社大塚商会

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

(初取票)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

同封添付
見本

株式会社大塚商会

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

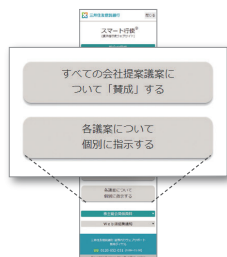
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

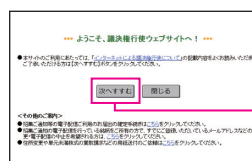
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

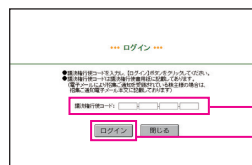
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

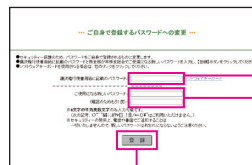
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 | 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益配分を最も重要な経営課題の一つと認識しており、経営基盤の強化と財務体質の健全性を勘案しつつ、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、第61期の期末配当につきましては、以下のとおり、当社普通株式1株につきまして、普通配当を前期と同じ115円とし、これに創立60周年記念配当5円を加えて合計120円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額

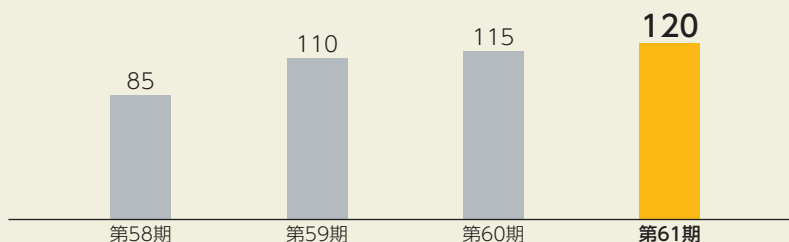
当社普通株式1株につき金 **120円**
総額 **22,752,142,800円**

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年**3月30日**

ご参考

配当金の推移 (単位：円)



第2号議案 | 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、<u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>第2条</u> 前条の規定にかかわらず、<u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p>
(新 設)	<p><u>第3条</u> 本附則は、<u>2022年9月1日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 | 常勤監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、監査役の協議を踏まえ、本総会の終結の時をもって、監査役の中で常勤監査役に対してのみ適用している退職慰労金制度を廃止することを、2022年2月21日開催の取締役会で決議いたしました。

これに伴い、在任中の常勤監査役村田達美氏に対し、本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給したいと存じます。

なお、支給の時期につきましては同氏の監査役退任時とし、その具体的金額、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる常勤監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
むら た たつ み 村 田 達 美	2021年3月 常勤監査役（現任）

以上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の拡大により緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し発令される等、経済活動に大きな制約を受けました。その後、新型コロナ第5波に対する緊急事態宣言の解除や感染者の減少もあり経済活動は徐々に正常化に向かうものの、新たな変異株の出現や一部商品供給制約によるサプライチェーンの混乱など、国内景気は先行き不透明な状況が続きました。

このような経済状況にあって、IT投資分野では企業のデジタル化への対応などIT投資需要は底堅く推移したものの、国内景気の先行き不透明感が続く中、慎重な姿勢が見られました。

以上のような環境において当社グループは、「DXとドキュメントソリューションでお客様に寄り添い、お客様と共に成長する」を2021年度のスローガンに掲げ、オンラインによるミーティングやデモンストレーション・セミナー等を活用し、加えて感染の予防に配慮しながらの訪問活動も組み合わせることでお客様接点の確保に努めました。しかしながら新型コロナによる影響の長期化に伴い、ソリューション提案を中心に商談の延期・長期化に加え、新規顧客向け活動に影響を受けました。そのような状況の中、営業活動においてはDX推進に関する課題やニーズの気づきの場を提供するとともに、オフィスにおけるデジタル化への移行に向け具体的で分かりやすい提案を心掛け、ドキュメントの電子化や契約の電子化の需要の掘り起こしに努め、生産性向上、競争力強化やコスト削減を目的としたお客様のデジタル化への支援を引き続き行いました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、8,518億94百万円(前期比1.9%増)となりました。利益につきましては、営業利益558億27百万円(前期比0.9%減)、経常利益575億67百万円(前期比0.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益399億27百万円(前期比1.6%増)となりました。

売上高

8,518億 94百万円

前期比 1.9% 増 

営業利益

558億 27百万円

前期比 0.9% 減 

経常利益

575億 67百万円

前期比 0.0% 増 

親会社株主に
帰属する
当期純利益

399億 27百万円

前期比 1.6% 増 

② 事業別の概況及び主要な事業内容

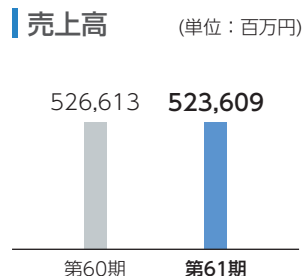
当社グループは、情報システムの構築・稼働までを事業領域とする**システムインテグレーション事業**と、システム稼働後のサポートを事業領域とする**サービス&サポート事業**を主な事業としております。具体的な事業内容としては、コンサルティング、システム構築、サプライ供給、システム運用支援、業務支援等であり、複写機、コンピューター、FAX、電話機、回線等、オフィスで必要となる機器やソフトウェアならびに関連サービスを幅広く提供する、ワンストップソリューション、ワンストップサポートが大きな特長となっております。

事業別の状況は以下のとおりであります。

システムインテグレーション事業

主要製品 ▶ コンサルティング、ハードウェアやソフトウェアの販売、受託ソフト開発、機器の搬入設置・ネットワーク工事等

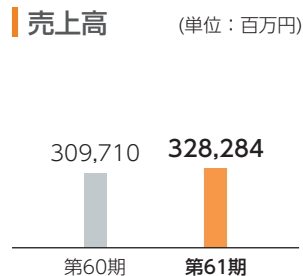
コンサルティングからシステム設計・開発、搬入設置工事、ネットワーク構築まで最適なシステムを提供するシステムインテグレーション事業では、パソコンの販売台数の減少や一部商品供給不足の影響を受け、売上高は5,236億9百万円(前期比0.6%減)となりました。



サービス&サポート事業

主要製品 ▶ オフィスサプライ供給、保守サービス、業務支援サービス等

サプライ供給、ハード&ソフト保守、テレフォンサポート、アウトソーシングサービス等により導入システムや企業活動をトータルにサポートするサービス&サポート事業では、オフィスサプライ通信販売事業「たのめーる」の売上高を新型コロナの影響がなかった前々年同期間に比べ着実に伸ばしました。また、サポート事業「たよれーる(*1)」については、MNS(*2)等の保守サービスが堅調に推移したことで、保守等全体の売上高を伸ばしました。結果、当事業全体の売上高は3,282億84百万円(前期比6.0%増)と過去最高となりました。



*1 たよれーる=お客様の情報システムや企業活動全般をサポートする事業ブランド。

*2 MNS=マネージドネットワークサービスのこと。サーバーや通信機器、セキュリティやバックアップといったオフィスのIT環境をお客様に代わってネットワーク越しに運用・管理するサービス。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

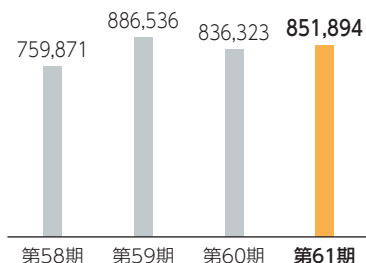
① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第58期 (2018年12月期)	第59期 (2019年12月期)	第60期 (2020年12月期)	第61期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高	(百万円)	759,871	886,536	836,323	851,894
経常利益	(百万円)	49,285	63,706	57,550	57,567
親会社株主に帰属 する当期純利益	(百万円)	33,601	43,497	39,309	39,927
1株当たり当期純利益	(円)	177.22	229.42	207.33	210.59
総資産	(百万円)	406,732	461,812	471,292	486,254
純資産	(百万円)	231,664	261,622	280,035	301,774
1株当たり純資産額	(円)	1,211.63	1,367.76	1,462.80	1,575.64
ROE	(%)	15.2	17.8	14.6	13.9

(注) 当社は、2018年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。これに伴い、2018年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

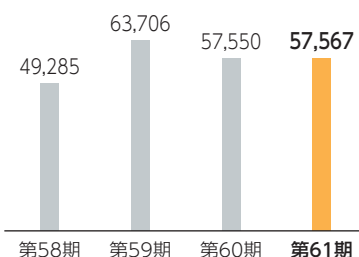
売上高

(単位：百万円)



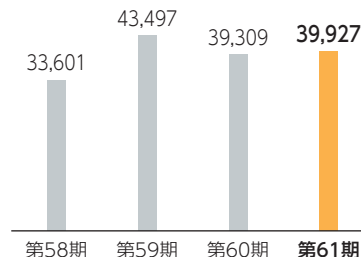
経常利益

(単位：百万円)



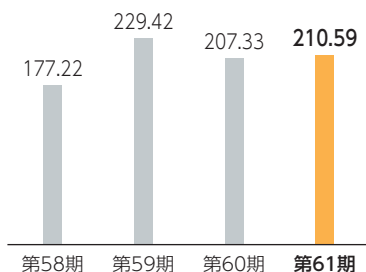
親会社株主に帰属する 当期純利益

(単位：百万円)



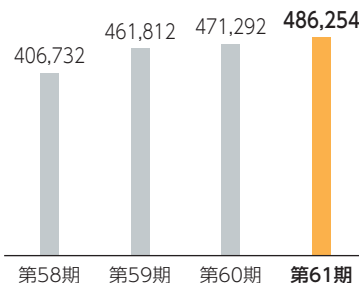
1株当たり当期純利益

(単位：円)



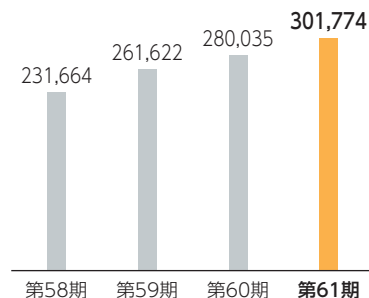
総資産

(単位：百万円)



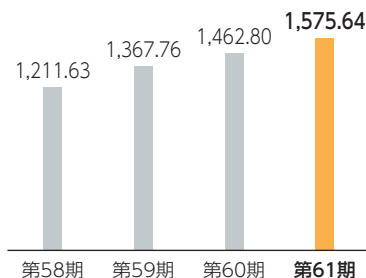
純資産

(単位：百万円)



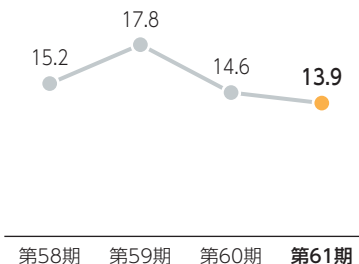
1株当たり純資産額

(単位：円)



ROE

(単位：%)



(注) 当社は、2018年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第58期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、第58期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第58期 (2018年12月期)	第59期 (2019年12月期)	第60期 (2020年12月期)	第61期 (当事業年度) (2021年12月期)
売上高	(百万円)	684,912	802,200	750,492	766,724
経常利益	(百万円)	44,254	57,593	52,007	50,986
当期純利益	(百万円)	30,686	39,952	36,336	36,087
1株当たり当期純利益	(円)	161.85	210.72	191.65	190.33
総資産	(百万円)	373,627	426,112	431,736	443,127
純資産	(百万円)	210,057	235,571	250,316	268,128
1株当たり純資産額	(円)	1,107.89	1,242.46	1,320.23	1,414.17

(注) 当社は、2018年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。これに伴い、2018年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)OSK	400	100.0	パッケージソフトの開発・販売、 ITコンサル、受託ソフト開発
(株)ネットワールド	585	81.5	ネットワーク関連製品の販売・技術 サポート
(株)アルファテクノ	50	100.0	パソコン周辺機器の修理・データ復 旧サービス
(株)アルファネット	400	100.0	ネットワークシステムサービス・サ ポート全般

(注) 議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは中長期的に見て経営環境の変化に柔軟に対応できるよう経営の質を充実させ、取引顧客の深耕・拡大を軸に総合力を活かして収益力の向上と売上高の伸長を図ります。

そのために対処すべき恒常的な課題として、

- ・ グループ経営力の強化
- ・ 各事業分野の評価徹底と経営資源の最適配分
- ・ サービス開発体制の強化
- ・ ワンストップ運営体制の強化
- ・ 人材の育成

に取り組んでまいります。

現状、国内では新型コロナ第6波への懸念に加え、資源高や半導体不足に伴う一部商品の供給制約が及ぼす影響、また海外では様々な地政学的リスクが存在するなど先行き不透明感はあるものの、経済活動が徐々に正常化に向かうことで景気は緩やかに回復していくことが期待されます。

このような経済状況のもとで、企業は業務効率化や競争力強化を目的としたデジタル化への対応やAI・IoT、5G等の技術の活用が求められており、企業のIT投資は底堅く推移するものと予想されます。

以上のような国内の経済状況やIT投資動向に対する見通しを前提として、当社グループでは、Webを活用したオンラインとお客様の安全に配慮した訪問による営業活動に加え、営業活動やサポート活動を支援する各センター機能やお客様マイページ(*)など多様なチャネルを組み合わせ、お客様接点の強化を図ってまいります。具体的には、2022年度のスローガンである「お客様に寄り添い、DX・全商材で共に成長する」の方針のもと、当社がこれまで培ってきたノウハウや経験を活かし、お客様のDX推進への取り組みを支援してまいります。中でもデジタル化が遅れている中小規模のお客様に対しては、デジタル化の支援とともに、当社の幅広い取扱い商材やサービスを組み合わせ、生産性向上、競争力強化やコスト削減を実現するソリューション提案により、それぞれのお客様が抱える経営課題の解決を図ってまいります。これらに加え、オフィスサプライ商品の品揃えや保守サービスメニューの開発等でストックビジネスを強化し収益基盤の充実を図ります。また、ESGやSDGsなどの社会的課題に対してもITを活用したサービスやソリューション提供を通じ、社会への貢献を図ります。なお、2022年度より人的資本の再強化を目的に、各種施策を実施してまいります。

(システムインテグレーション事業)

システムインテグレーション事業では、安全で効率的な営業活動を行いつつ、ドキュメントのデジタル化など生産性向上、競争力強化やコスト削減のニーズの掘り起こしを図ってまいります。また、お客様のデジタル化を進めるため、お客様に寄り添い、引き続き当社グループの強みである幅広い取扱い商材を活かした付加価値の高いソリューション提案を行います。

(サービス&サポート事業)

サービス&サポート事業では、「たのめーる」の競争力の強化に努め市場の拡大を図り、「たよれーる」の利便性を高め、お客様が安心して安全に事業活動を継続するためのサービス、お客様のIT人材不足を補完できるようなサービスの開発に努め、着実に売上高の増加に繋げてまいります。

株主の皆様には、こうした当社の取り組みに対するご理解を賜りますとともに、今後とも相変わりがせぬご支援をお願い申し上げます。

* お客様マイページ=多くのお客様に便利なサービスをご提供することでお客様に寄り添い、Webでお客様との関係創りを進めるお客様ポータルサイトのこと。

(5) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は108億82百万円で、前連結会計年度に比べ、20億18百万円増加しております。当連結会計年度中に取得した主要設備の状況は次のとおりであります。

当連結会計年度中に取得した主要設備

機器等	設置場所	投資額
コンピューター及びサーバー等	全国事業所	738百万円
ソフトウェア		5,679百万円
物流センター設備	横浜物流センター	3,405百万円

(6) 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資、社債発行による資金調達はありません。

なお、設備投資資金は、自己資金にてまかないました。

(7) 企業集団の主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	1,900百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,850百万円
株式会社みずほ銀行	1,350百万円

(8) 主要な営業拠点 (2021年12月31日現在)

<当社>

- ① 本社 : 東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号
- ② 事業部 : LA事業部 (東京都千代田区)
 ビジネスパートナー事業部 (東京都千代田区)
 たのめーる事業部 (東京都千代田区)
 ホテル事業部 (東京都台東区)
- ③ 地域営業部、支店

地域営業部		支店	
名称	所在地	名称	所在地
中央第一営業部	東京都中央区	札幌支店	札幌市中央区
中央第二営業部	東京都港区	仙台支店	仙台市宮城野区
神奈川営業部	横浜市神奈川区	つくば支店	茨城県つくば市
城西営業部	東京都新宿区	宇都宮支店	栃木県宇都宮市
多摩営業部	東京都立川市	高崎支店	群馬県高崎市
城北営業部	東京都豊島区	中部支店	名古屋市中区
北関東営業部	さいたま市中央区	京都支店	京都市中京区
京葉営業部	千葉県船橋市	神戸支店	神戸市中央区
大阪北営業部	大阪市福島区	広島支店	広島市中区
大阪南営業部	大阪市中央区	九州支店	福岡市博多区

④ その他の拠点

名称	所在地
たよれーるコンタクトセンター	東京都江東区、他
インターネットデータセンター	東京都千代田区、他
CTOセンター	東京都大田区、大阪市西淀川区
ODTセンター	千葉県市川市
ニューさがみや、他3ホテル	静岡県熱海市、他3ヶ所

<主要な子会社>

名称	所在地	名称	所在地
(株)OSK	東京都墨田区	(株)アルファテクノ	千葉県習志野市
(株)ネットワークド	東京都千代田区	(株)アルファネット	東京都文京区

(9) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
9,171名 (1,446名)	52名増 (99名増)

(注) 使用人数は常勤の就業人員数（社外への出向者を除き、受入出向者を含む。）を、臨時従業員数は（ ）内に外数でそれぞれ記載しております。臨時従業員には、契約社員、アルバイト及び人材会社からの派遣社員を含んでおります。なお、契約社員、アルバイトには無期雇用契約者を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7,480名 (1,072名)	51名増 (2名増)	41.6歳	17.4年

(注) 使用人数は常勤の就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への受入出向者を含む。）を、臨時従業員数は（ ）内に外数でそれぞれ記載しております。

臨時従業員には、契約社員、アルバイト、人材会社及び関連子会社からの派遣社員を含んでおります。なお、契約社員、アルバイトには無期雇用契約者を含んでおります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、広島県と広島市が発注する学校用コンピューター機器等の入札に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2020年10月13日に当社広島支店が公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。当社は、公正取引委員会による検査に全面的に協力しております。

2 その他会社の状況等

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 677,160,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 190,002,120株 |
| ③ 株主数 | 6,498名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
大塚装備株式会社	58,729千株	30.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	19,854	10.4
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	12,354	6.5
大塚 裕司	5,681	2.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	5,606	2.9
大塚商会社員持株会	4,677	2.4
大塚 照恵	3,873	2.0
大塚 恵子	3,481	1.8
SMBC日興証券株式会社	2,828	1.4
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティアー 505234	2,217	1.1

- (注) 1. 持株比率は自己株式（400,930株）を控除して計算しております。
 2. 大塚照恵氏は、2021年12月11日に逝去されましたが、名義書換未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大塚 裕司	マーケティング本部長 [重要な兼職の状況] 大塚装備株式会社代表取締役社長
取締役兼上席専務執行役員	片倉 一幸	営業本部長、マーケティング副本部長
取締役兼上席専務執行役員	高橋 俊泰	たのめーる事業部長、たのめーるインフォメーション部長、たのめーるマーケティング部長、物流推進部長、マーケティングオートメーションセンター担当、お客様マイページプロモーションセンター担当 [重要な兼職の状況] 株式会社ライオン事務器代表取締役社長
取締役兼専務執行役員	鶴見 裕信	営業副本部長、CAD部門長、CADプロモーション部長 [重要な兼職の状況] 大塚資訊科技(股)有限公司董事長
取締役兼専務執行役員	齋藤 廣伸	プロジェクト推進室担当、経営管理本部長、監査室担当、マーケティングオートメーションセンター担当、お客様マイページプロモーションセンター担当
取締役兼常務執行役員	矢野 克尚	複合ソリューション推進担当、エリア部門長、複合ソリューション推進室長、大手特販部長、エリアプロモーション部担当
取締役兼常務執行役員	桜井 実	技術本部長、APソリューション部門長、TCソリューション部門長
取締役	牧野 二郎	弁護士 [重要な兼職の状況] 牧野総合法律事務所弁護士法人所長
取締役	齋藤 哲男	[重要な兼職の状況] 株式会社ワークツ代表取締役、株式会社DDホールディングス社外監査役、ディーエムソリューションズ株式会社社外監査役、株式会社キャリアデザインセンター社外取締役
取締役	浜辺 真紀子	[重要な兼職の状況] 浜辺真紀子事務所代表 ソウルドアウト株式会社社外取締役
常勤監査役	村田 達美	—

事業報告

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
監査役	仲井 一彦	公認会計士・税理士 [重要な兼職の状況] 仲井一彦税理士事務所所長 仲井一彦公認会計士事務所所長 日本アンテナ株式会社社外監査役 株式会社エスプール社外取締役
監査役	羽田 悦朗	公認会計士・税理士・司法書士・行政書士 [重要な兼職の状況] 羽田公認会計士・司法書士事務所所長 株式会社日刊工業新聞社監査役
監査役	皆川 克正	弁護士 [重要な兼職の状況] Kollectパートナーズ法律事務所代表弁護士 株式会社コビキタスAIコーポレーション社外監査役

- (注) 1. 取締役牧野二郎氏、取締役齋藤哲男氏及び取締役浜辺真紀子氏は社外取締役であります。なお、当社は、牧野二郎氏、齋藤哲男氏及び浜辺真紀子氏の3名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役仲井一彦氏、監査役羽田悦朗氏及び監査役皆川克正氏は社外監査役であります。なお、当社は、仲井一彦氏、羽田悦朗氏及び皆川克正氏の3名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役仲井一彦氏及び監査役羽田悦朗氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2021年3月26日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、取締役兼常務執行役員森谷紀彦氏、取締役兼上席執行役員広瀬光哉氏及び取締役若松康博氏は任期満了により退任し、常勤監査役葉袋直氏は辞任により退任いたしました。
5. 当事業年度中の取締役の担当の異動は以下のとおりであります。

(変更箇所は下線部)

氏名	新担当	旧担当	異動年月日
矢野 克尚	複合ソリューション推進担当、エリア部門長、複合ソリューション推進室長、大手特販部長、エリアプロモーション部担当	複合ソリューション推進担当、エリア部門長、複合ソリューション推進室長、 <u>POD推進部長</u> 、大手特販部長、エリアプロモーション部担当	2021年1月1日
齋藤 廣伸	プロジェクト推進室担当、 <u>経営管理本部長</u> 、監査室担当、マーケティングオートメーションセンター担当、お客様マイページプロモーションセンター担当	プロジェクト推進室担当、監査室担当、マーケティングオートメーションセンター担当、お客様マイページプロモーションセンター担当	2021年3月26日

6. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりであります。（2021年12月31日現在）

主席執行役員	尼子 康雄	大阪南営業部長
主席執行役員	水谷 亮介	通信ネットワーク部門長、通信ネットワークプロモーション部長
上席執行役員	後藤 和彦	アウトバウンドマーケティング管理センター長、統合戦略企画部長、セキュリティ基盤プロモーション部長、クラウド基盤プロモーション部長、インフラ基盤プロモーション部長、ネットワーク基盤プロモーション部長、地域プロモーション部長、広告宣伝部長、営業支援センター担当
上席執行役員	大谷 俊雄	トータルソリューショングループ長、インサイドビジネスセンター長、SPR・CRMセンター長
上席執行役員	関口 淳一	サポートセンター部門長、たよれーる管理センター長
上席執行役員	木村 和喜	北関東営業部長
上席執行役員	猪岡 義昭	中部支店長
上席執行役員	武藤 博	CAD部門長補佐、PLMソリューション営業部長
執行役員	清野 憲秀	神奈川営業部長
執行役員	高松 英則	トータル情報システム室長
執行役員	江川 正	京葉営業部長
執行役員	山田耕一郎	業種SI部門長、本部SI統括部長、業種SIプロモーション部長
執行役員	浅野 均	サービスセンター長
執行役員	石川 則一	城西営業部長
執行役員	小原 和博	LA事業部長、LA事業部広域営業部長、LA事業部AMG営業部長、LAサポート部長
執行役員	村上 勇雄	ビジネスパートナー事業部長、ビジネスパートナー事業部東日本営業部長、ビジネスパートナー事業部MA・CAD営業部長、BPMRO営業部長
執行役員	十倉 義弘	業種SI部門長補佐
執行役員	朝香 信一	アプリケーションソリューションセンター長
執行役員	久野 浩一	社長室長、コンプライアンス室長
執行役員	齋藤 弘樹	中央第一営業部長
執行役員	土屋 智洋	たのめーる事業部長補佐、たのめーる営業部長
執行役員	山口 大樹	トータルソリューションマスター
執行役員	渡邊 賢司	トータルソリューションマスター
執行役員	清水 達哉	テクニカルソリューションセンター長
執行役員	地主 隆宏	マーケティングオートメーションセンター長
執行役員	小泉 茂	人事総務部長
執行役員	畝野 一夫	経理部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び社外派遣役員を被保険者として、被保険者が、その職務の執行（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行ったこと等に起因するものについては、免責事由として損害を補填しないこととしております。

当該保険契約の保険料の約7.5%を被保険者が負担し、それ以外の保険料を当社及び当社子会社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

「取締役の報酬等の決定方針」

取締役（社外取締役を除く）の報酬は金銭報酬とし、株主総会決議でご承認を得た範囲内で、基本報酬、賞与、決算手当、役員退職慰労金（積立型退任時報酬）、企業型確定拠出年金（60歳未満の常勤取締役）で構成しております。また、執行役員を兼務する取締役については、執行役員としての役位・業績等も取締役報酬の要素としております。報酬水準および取締役の個人別の報酬における以下の各報酬の割合については、外部専門機関の調査データ等を参考とし、職責や貢献等に応じて設定しております。

イ. 基本報酬は、他社水準及び対従業員給与とのバランス等を考慮の上、過年度の担当部門業績に対する評価等を総合勘案して、取締役会により一任された代表取締役社長が決定した支給額を毎月支給しております。

- ロ. 賞与は、経営に対する貢献度に連動させるため、株価と相関の強い営業利益の目標値に対する達成率に応じた支給水準を予め定め、業績との連動に透明性を確保した上で、賞与支給期間の全社業績、担当部門の業績および役員個人の業績貢献度を基に取締役会により一任された代表取締役社長が決定した支給額を毎年7月および12月に支給しております。
- ハ. 決算手当は、従業員に対する年間と半期の制度に準じて、年間および半期の営業利益達成率に応じて支給額を取締役会で決定の上、毎年2月頃および8月頃に支給しております。
- 二. 役員退職慰労金は、職務執行の対価として役員退職慰労金規程の定めに従い、常勤取締役に対して役位毎の年間基本額を積み立て、役員退任時に累積額を算出して、株主総会の決議のもと取締役会により一任された代表取締役社長が支給額を決定の上、支給しております。
- ホ. 企業型確定拠出年金は、取締役会決議により制定した確定拠出（DC）年金規程の定めに従い、60歳未満の常勤取締役に対して従業員の最高額と同額を毎月拠出しております。

社外取締役の報酬は金銭報酬とし、独立性維持の観点から固定の基本報酬のみの支給としております。基本報酬は、株主総会決議でご承認を得た範囲内で、他社水準および当社の常勤取締役の報酬水準を踏まえて取締役会により一任された代表取締役社長が決定し、毎月支給しております。

上記方針のとおり、取締役会は、代表取締役社長大塚裕司に対し、各取締役の個人別の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門業績や貢献度について評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためです。

ご参考

「役員退職慰労金規程に定める役位毎の年間基本額」

役位	役位別一定額 (万円)
代表取締役社長	1,200
取締役 兼 上席専務執行役員	400
取締役 兼 専務執行役員	370
取締役 兼 上席常務執行役員	300
取締役 兼 常務執行役員	280
取締役 兼 上席執行役員	200
常勤監査役	170

2) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	338	229	71	37	10
監査役 (社外監査役を除く。)	22	20	-	1	2
社外取締役	35	35	-	-	3
社外監査役	21	21	-	-	3

- (注) 1. 上記には、2021年3月26日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、1990年3月13日開催の株主総会決議において年額650百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は18名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2005年3月30日開催の株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
5. 上記の退職慰労金の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。
6. 当事業年度の業績連動報酬の額の算定に用いた業績指標の実績は、賞与について賞与対象期間の営業利益49,958百万円（目標値53,597百万円、達成率93.2%）、決算手当について年間営業利益48,654百万円（目標値は51,400百万円、達成率94.7%）となっております。なお、決算手当は達成率100%未満のため該当いたしませんでした。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	牧野 二郎	弁護士 牧野総合法律事務所弁護士法人所長	特別の関係はありません。
社外取締役	齋藤 哲男	株式会社ワークツ代表取締役 株式会社DDホールディングス社外監査役 ディーエムソリューションズ株式会社社外監査役 株式会社キャリアデザインセンター社外取締役	特別の関係はありません。
社外取締役	浜辺 真紀子	浜辺真紀子事務所代表 ソウルドアウト株式会社社外取締役	特別の関係はありません。
社外監査役	仲井 一彦	公認会計士・税理士 仲井一彦税理士事務所所長 仲井一彦公認会計士事務所所長 日本アンテナ株式会社社外監査役 株式会社エスプール社外取締役	特別の関係はありません。
社外監査役	羽田 悦朗	公認会計士・税理士・司法書士・行政書士 羽田公認会計士・司法書士事務所所長 株式会社日刊工業新聞社監査役	特別の関係はありません。
社外監査役	皆川 克正	弁護士 Kollect/パートナーズ法律事務所代表弁護士 株式会社ユビキタスAIコーポレーション社外監査役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動の状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	牧野 二郎	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、取締役会において積極的に発言を行っており、当事業年度は、配当、四半期決算、新CM等について意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	齋藤 哲男	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席いたしました。長年にわたり多業種に及ぶ多数の企業経営に関与した経験を活かし、取締役会において積極的に発言を行っており、当事業年度は、月次決算、四半期決算、取締役の報酬、関係会社への役員派遣等について意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	浜辺 真紀子	当事業年度の就任以降の在任期間中に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。ESG及びIRに関する高い知見を活かし、取締役会において積極的に発言を行っており、当事業年度は、四半期決算、新売上基準の会計方針等について意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

地位	氏名	出席状況、発言状況
社外監査役	仲井 一彦	当事業年度に開催された取締役会20回のすべて及び監査役会14回のすべてに出席いたしました。公認会計士・税理士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、豊富な経験と高い識見に基づき適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	羽田 悦朗	当事業年度に開催された取締役会20回のすべて及び監査役会14回のすべてに出席いたしました。公認会計士・税理士・司法書士・行政書士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、豊富な経験と高い識見に基づき適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	皆川 克正	当事業年度に開催された取締役会20回のすべて及び監査役会14回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、豊富な経験と高い識見に基づき適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当社	73	—
連結子会社	17	—
計	90	—

- (注) 1. 当社の子会社につきましてもEY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、監査証明業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。
 3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	401,034
現金及び預金	204,701
受取手形及び売掛金	135,786
商品	33,052
仕掛品	1,235
原材料及び貯蔵品	740
その他	25,594
貸倒引当金	△75
固定資産	85,219
有形固定資産	37,710
建物及び構築物	15,422
土地	15,092
その他	7,195
無形固定資産	15,830
ソフトウェア	15,771
その他	59
投資その他の資産	31,678
投資有価証券	22,366
差入保証金	2,429
繰延税金資産	5,336
その他	1,661
貸倒引当金	△115
資産合計	486,254

科目	金額
負債の部	
流動負債	170,282
支払手形及び買掛金	91,938
電子記録債務	17,901
短期借入金	4,800
未払法人税等	8,769
前受金	15,746
賞与引当金	3,806
その他	27,319
固定負債	14,198
長期借入金	1,700
リース債務	1,485
役員退職慰労引当金	698
退職給付に係る負債	9,210
その他	1,104
負債合計	184,480
純資産の部	
株主資本	299,323
資本金	10,374
資本剰余金	16,254
利益剰余金	272,834
自己株式	△139
その他の包括利益累計額	△580
その他有価証券評価差額金	8,734
繰延ヘッジ損益	8
土地再評価差額金	△10,987
為替換算調整勘定	151
退職給付に係る調整累計額	1,513
非支配株主持分	3,030
純資産合計	301,774
負債純資産合計	486,254

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで) (単位: 百万円)

科目	金額	
売上高		851,894
売上原価		675,003
売上総利益		176,890
販売費及び一般管理費		121,062
営業利益		55,827
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	225	
受取家賃	263	
リサイクル収入	157	
持分法による投資利益	794	
為替差益	64	
その他	325	1,845
営業外費用		
支払利息	44	
寄付金	50	
その他	11	105
経常利益		57,567
特別利益		
固定資産売却益	886	
投資有価証券売却益	19	905
特別損失		
固定資産除却損	56	
減損損失	220	
その他	6	283
税金等調整前当期純利益		58,190
法人税、住民税及び事業税	17,142	
法人税等調整額	576	17,718
当期純利益		40,471
非支配株主に帰属する当期純利益		543
親会社株主に帰属する当期純利益		39,927

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	361,466	流動負債	162,410
現金及び預金	190,050	支払手形	24
受取手形	3,005	電子記録債務	17,901
売掛金	114,301	買掛金	84,587
商品	30,294	短期借入金	3,800
仕掛品	1,133	未払金	12,500
原材料及び貯蔵品	716	未払法人税等	7,480
前渡金	8,560	前受金	10,920
未収入金	9,280	預り金	14,036
その他	4,199	賞与引当金	3,337
貸倒引当金	△75	その他	7,821
固定資産	81,660	固定負債	12,588
有形固定資産	37,527	長期借入金	1,700
建物	15,330	リース債務	1,459
土地	15,092	退職給付引当金	7,818
その他	7,104	役員退職慰労引当金	555
無形固定資産	15,238	その他	1,055
ソフトウェア	15,195	負債合計	174,998
その他	42	純資産の部	
投資その他の資産	28,894	株主資本	270,576
投資有価証券	14,491	資本金	10,374
関係会社株式	7,172	資本剰余金	16,254
差入保証金	1,828	資本準備金	16,254
繰延税金資産	3,653	利益剰余金	244,086
その他	1,863	利益準備金	2,593
貸倒引当金	△115	その他利益剰余金	241,492
資産合計	443,127	オープンイノベーション促進積立金	37
		別途積立金	67,350
		繰越利益剰余金	174,105
		自己株式	△139
		評価・換算差額等	△2,447
		その他有価証券評価差額金	8,540
		土地再評価差額金	△10,987
		純資産合計	268,128
		負債純資産合計	443,127

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		766,724
売上原価		604,879
売上総利益		161,844
販売費及び一般管理費		113,190
営業利益		48,654
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	1,732	
受取家賃	256	
リサイクル収入	157	
その他	316	2,476
営業外費用		
支払利息	79	
寄附金	50	
その他	15	144
経常利益		50,986
特別利益		
固定資産売却益	885	
投資有価証券売却益	14	900
特別損失		
固定資産除却損	56	
減損損失	220	
その他	6	283
税引前当期純利益		51,603
法人税、住民税及び事業税	14,932	
法人税等調整額	584	15,516
当期純利益		36,087

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社 大塚商会
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 山元 清二
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 伊東 朋
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 梶 英明

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大塚商会の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大塚商会及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社 大塚商会
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 山元 清二
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 伊東 朋
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 梶 英明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大塚商会の2021年1月1日から2021年12月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月15日

株式会社 大塚商会 監査役会

常勤監査役 村田 達 美 ㊟

社外監査役 仲井 一 彦 ㊟

社外監査役 羽田 悦 朗 ㊟

社外監査役 皆川 克 正 ㊟

以 上

